

【紙面拝見】被害者報道に一考を

弁護士 芳野直子

座間市のアパートで9人の切断遺体が見つかった事件が大きく報道されている。失われた生命の重みを思うと胸が痛む事件であり、このような事件が私たちが住むこの神奈川の地で起きたことがとても悲しい。

犯罪報道は、犯罪の全体像を知り、問題の本質を探り社会的にも注意を喚起し、教訓を得て、対応を考える意味で重要である。本紙の座間の事件を踏まえての「若者の苦悩どう受け止め ネット対応やりとり難しく」という記事はネット社会の現状を考え直す意味で興味深い記事であった（11月21日社会面）。

ただし、逮捕勾留段階での事実関係に関する報道の大半は、あくまで捜査側の発表であることに留意するべきである。記事では、「捜査機関によると」と前置きがあり、「関係者への聞き取りの結果わかった」となっているのでその点は書いてあることはあるが、具体的に誰から何を聞き取ったのかもわからず、内容が正しいのかどうかを私たちは検証できない。

裁判になれば、捜査側の提出証拠と被告人側の言い分の違いを整理し、証人の証言を得て、個々の証拠を照らし合わせるなど、地道な手続きを経て、真実に近寄る努力をする。しかし、現実問題として、起訴前までの怒濤の報道に比べて、裁判の報道は少なく、読者としては、裁判前の報道でもう「真実」に行き着いたように思ってしまいがちである。

また、座間の事件では、9人の被害者の身元がほぼ特定できたとの記事が、本紙のみならず新聞各社で一斉に報道された（11月10日社会面）。一斉に報道されたと言うことは、これも捜査側の発表によるものであろう。そして、この日の報道をかわきりにその後も、被害者の情報は継続的に報道されている（11月16日記事他）。こんな時、一読者として、疑問に思うのは、被害者についての報道である。もし、自分もしくは家族が、犯罪に巻き込まれた場合に、個人情報を、新聞やテレビなどで報道されることを望むだろうか？そんなことを考えてみる。

そもそも、捜査機関が被害者の名前や属性などの詳細な個人情報を外部に発表することがなんの問題もないのか疑問であるし、その発表が、個人情報の保護を全面的に解除するお墨付きとなるわけでもないであろう。

捜査段階は、事件発生から時間が間近く、私たちの問題関心も強いので、詳細な報道をして、知る権利に応える要請もあるだろう。しかし、捜査側という一方的な立場からの発表を、報道はどのような形で、読者に届けるか、特に被害者など報道弱者の立場も踏まえて、考えていく必要があるのではないだろうか。

【神奈川新聞2017年12月3日掲載】